建設仮勘定の精算事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 夕陽丘高等学校 | 令和元年度の財務諸表（貸借対照表）において、1,360,800円を建設仮勘定に計上していた。  本件の内容を確認したところ、ＢＯＸ及び切替機取付に伴うＬＡＮ配線工事・ネットワーク構築について、工事が完了し、供用が開始されているにもかかわらず、建設仮勘定に計上されたままとなっていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 年度 | 契約件名 | 契約金額 | 未精算額 | | 令和元年度 | ＢＯＸ及び切替機取付に伴うＬＡＮ配線工事・ネットワーク構築 | 1,360,800円 | 1,360,800円 | | 当該建設仮勘定の金額については、精算等の処理を速やかに実施されたい。  　また、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解し、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府財務諸表作成基準】  （固定資産の分類及び計上）  第15条　固定資産の計上は次のとおりとする。  (7)建設仮勘定  　　　行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。  【建設仮勘定取扱要領】  （建設仮勘定の精算）  第４条　建設仮勘定は、公有財産要領第４条及び第５条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。  ２　前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （台帳の異動登録）  第５条  ２　異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。また、第１号（府以外からの取得の場合に限る。）及び第３号の場合においては、併せて取得年月日を登録する。  (3)建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産の増改築等は、供用開始日。 | 過年度の建設仮勘定の精算は所属では行えないため、会計局会計指導課に修正登録を依頼し、本資産勘定への精算が行われた旨の連絡を受けた。  　また、財産系の処理については、公有財産台帳システムに登載を行った。  　今後は、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解し、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年10月１日から令和３年１月29日まで）

建設仮勘定の精算事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 中央聴覚支援学校 | 令和元年度の財務諸表（貸借対照表）において、184,910円を建設仮勘定に計上していた。  本件の内容を確認したところ、体育館舞台照明取替工事について、工事が完了し、供用が開始されているにもかかわらず、建設仮勘定に計上されたままとなっていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 年度 | 契約件名 | 契約金額 | 未精算額 | | 令和元年度 | 体育館舞台照明取替工事 | 184,910円 | 184,910円 | | 当該建設仮勘定の金額については、精算等の処理を速やかに実施されたい。  　また、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解し、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府財務諸表作成基準】  （固定資産の分類及び計上）  第15条　固定資産の計上は次のとおりとする。  (7)建設仮勘定  　　　行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。  【建設仮勘定取扱要領】  （建設仮勘定の精算）  第４条　建設仮勘定は、公有財産要領第４条及び第５条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。  ２　前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （台帳の異動登録）  第５条  ２　異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。また、第１号（府以外からの取得の場合に限る。）及び第３号の場合においては、併せて取得年月日を登録する。  (3)建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産の増改築等は、供用開始日。 | 過年度の建設仮勘定の精算は所属では行えないため、会計局会計指導課に修正登録を依頼し、登録が行われた旨の連絡を受けた。  　また、資産となるものについては、公有財産台帳システムに登載を行った。  　今後は、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解し、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年10月１日から令和３年１月29日まで）

建設仮勘定の精算事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 八尾支援学校 | 令和元年度の財務諸表（貸借対照表）において、3,837,900円を建設仮勘定に計上していた。  本件の内容を確認したところ、令和元年度に実施した「大阪府立八尾支援学校中庭芝生植栽ウッドチップ敷詰工事」及び「大阪府立八尾支援学校ボルダリングウォール設置工事」について、工事が完了し、供用が開始されているにもかかわらず、建設仮勘定に計上されたままとなっていた。  また、中庭芝生植栽ウッドチップ敷詰工事については、資産価値の生じない工事の為、建設仮勘定に計上する必要はなかったが、これを誤り、計上していたものであった。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 年度 | 契約件名 | 契約金額 | 未精算額 | | 令和元年度 | 大阪府立八尾支援学校  中庭芝生植栽ウッドチップ敷詰工事 | 1,340,900円 | 1,340,900円 | | 令和元年度 | 大阪府立八尾支援学校  ボルダリングウォール設置工事 | 2,497,000円 | 2,497,000円 | | 当該建設仮勘定の金額については、精算等の処理を速やかに実施されたい。  　また、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解し、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府財務諸表作成基準】  （固定資産の分類及び計上）  第15条　固定資産の計上は次のとおりとする。  (7)建設仮勘定  　　　行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。  【建設仮勘定取扱要領】  （建設仮勘定の精算）  第４条　建設仮勘定は、公有財産要領第４条及び第５条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。  ２　前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （台帳の異動登録）  第５条  ２　異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。また、第１号（府以外からの取得の場合に限る。）及び第３号の場合においては、併せて取得年月日を登録する。  (3)建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産の増改築等は、供用開始日。 | 過年度の建設仮勘定の精算は所属では行えないため、会計局会計指導課に修正登録を依頼し、登録が行われた旨の連絡を受けた。  　また、資産となるものについては、公有財産台帳システムに登載を行った。  　今後は、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解し、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年10月１日から令和３年１月29日まで）

建設仮勘定の精算事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 寝屋川支援学校 | 令和元年度の財務諸表（貸借対照表）において、3,435,480円を建設仮勘定に計上していた。  本件の内容を確認したところ、「遊戯室(Ａ)空調機取付工事」及び「窯業室空調機新設工事」ついて、工事が完了し、供用が開始されているにもかかわらず、建設仮勘定に計上されたままとなっていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 年度 | 契約件名 | 契約金額 | 未精算額 | | 平成29年度 | 大阪府立寝屋川支援学校  遊戯室(Ａ)空調機取付工事 | 1,059,480円 | 1,059,480円 | | 平成30年度 | 大阪府立寝屋川支援学校  窯業室空調機新設工事 | 2,376,000円 | 2,376,000円 | | 当該建設仮勘定の金額については、精算等の処理を速やかに実施されたい。  　また、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解し、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府財務諸表作成基準】  （固定資産の分類及び計上）  第15条　固定資産の計上は次のとおりとする。  (7)建設仮勘定  　　　行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。  【建設仮勘定取扱要領】  （建設仮勘定の精算）  第４条　建設仮勘定は、公有財産要領第４条及び第５条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。  ２　前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （台帳の異動登録）  第５条  ２　異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。また、第１号（府以外からの取得の場合に限る。）及び第３号の場合においては、併せて取得年月日を登録する。  (3)建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産の増改築等は、供用開始日。 | 過年度の建設仮勘定の精算は所属では行えないため、会計局会計指導課に修正登録を依頼し、本資産勘定への精算が行われた旨の連絡を受けた。  　また、財産系の処理については、公有財産台帳システムに登載を行った。  　今後は、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解し、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年10月１日から令和３年１月29日まで）

建設仮勘定の精算事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| たまがわ高等支援学校 | 令和元年度の財務諸表（貸借対照表）において、213,840円を建設仮勘定に計上していた。  本件の内容を確認したところ、平成30年度に実施したカーブミラー取付工事について、工事が完了し、供用が開始されているにもかかわらず、建設仮勘定に計上されたままとなっていた。  また、当該計上額は資産に該当しない費用（19,440円）が含まれており、建設仮勘定として計上すべき金額にも誤りがあった。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 年度 | 契約件名 | 契約金額 | 未精算額 | | 平成30年度 | 大阪府立たまがわ高等支援学校　カーブミラー取付工事 | 213,840円 | （注）  213,840円 |   （注）なお、未清算額213,840円は、費用相当額19,440円を含む。 | 当該建設仮勘定の金額については、精算等の処理を速やかに実施されたい。  　また、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解し、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府財務諸表作成基準】  （固定資産の分類及び計上）  第15条　固定資産の計上は次のとおりとする。  (7)建設仮勘定  　　　行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。  【建設仮勘定取扱要領】  （建設仮勘定の精算）  第４条　建設仮勘定は、公有財産要領第４条及び第５条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。  ２　前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （台帳の異動登録）  第５条  ２　異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。また、第１号（府以外からの取得の場合に限る。）及び第３号の場合においては、併せて取得年月日を登録する。  (3)建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産の増改築等は、供用開始日。 | 過年度の建設仮勘定の精算は所属では行えないため、会計局会計指導課に修正登録を依頼し、登録が行われた旨の連絡を受けた。  　また、資産となるものについては、公有財産台帳システムに登載を行った。  　今後は、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解し、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（令和－年－月－日、事務局：令和３年１月14日から同年２月26日まで）